

日医発第 1179 号（保 261）  
平成 27 年 3 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 27 年 2 月 23 日付け厚生労働省告示第 32 号をもって薬価基準の一部が改正され、平成 27 年 2 月 24 日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（14 成分 26 品目）が薬価基準の別表に第 13 部追補(9)として収載されたものです。また、関連する留意事項等につきましても下記のように示されております。

なお、今回薬価基準に収載された新医薬品「メナクトラ筋注」（4 価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体））に関連して、生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬に「髄膜炎菌ワクチン」が追加されましたが、詳細は、添付資料 2 に含まれる新旧対照表をご確認ください。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会のホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載致します。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

##### (1) タケキャブ錠 10mg 及び同 20mg

本製剤の使用期間は、胃潰瘍においては通常 8 週間まで、十二指腸潰瘍においては通常 6 週間まで、逆流性食道炎においては通常 4 週間まで（効果不十分の場合は 8 週間まで）と限定（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を目的として用いる場合を除く。）されていることから、使用にあたっては十分留意すること。

(2) パリエット錠 5mg

- ① 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「パリエット錠 10mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第十第二号（一）に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。
- ② 本製剤の低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る用法・用量においては、1 日 1 回 5mg を中心用量とすること。ただし、初回処方より 1 日 1 回 10mg を投与することを排除するものではないこと。

(3) ゼルボラフ錠 240mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

(5) イロクテイト静注用 250、同 500、同 750、同 1000、同 1500、同 2000 及び同 3000

- ① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

2 関連通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号）別添 1 第 2 章第 6 部通則 2（1）中シ

をスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 髄膜炎菌ワクチン

(添付資料)

1. 官報 (平 27. 2. 23 号外第 38 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について  
(平 27. 2. 23 保医発 0223 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

※上記通知中に以下の文書を含む

- ・参考 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成 26 年 3 月 5 日付保医発第 0305 第 3 号) 新旧対照表
- ・参考 薬価基準告示 (一覧表)

(参考資料)

新医薬品等一覧表 (平成 27 年 2 月 18 日 中医協総会資料 (総-2) 抜粋)

○厚生労働省告示第三十二号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬  
 価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四  
 日から適用する。

平成二十七年二月二十三日  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 別表に次のように加える。

品名	追補	薬規格	単位	薬価 円
第13部 内				
(9)				
オナーテデインカザセル	2 mg	1 カザセル		3,960.60

オナーテデインカザセル	5 mg	1 カザセル		8,649.00
オナーテデインカザセル	10mg	1 カザセル		15,768.20
(シ)				
ジヤデインアンス錠	10mg	1 錠		205.50
ジヤデインアンス錠	25mg	1 錠		351.20
(セ)				
ゼルボラフ錠	240mg	1 錠		4,935.50
(タ)				
タケキヤフ錠	10mg	1 錠		160.10
タケキヤフ錠	20mg	1 錠		240.20
(ト)				
バリエット錠	5 mg	1 錠		70.50

品名 射 薬 規格 単位 薬 価 円

(イ)

イロクテイト静注用	250	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		26,766
イロクテイト静注用	500	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		49,637
イロクテイト静注用	750	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		71,236
イロクテイト静注用	1,000	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		92,050
イロクテイト静注用	1,500	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		132,105
イロクテイト静注用	2,000	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		170,702
イロクテイト静注用	3,000	国際単位 1 瓶 (溶解液付)		244,983

(ロ)

コセンテイクス皮下注用	1,500mg	1 瓶		73,123
コセンテイクス皮下注	150mg	1 mL 1 筒		73,132

(ハ)

スクラッチダニアルゲンエクス		1 mL 1 瓶		7,966
----------------	--	----------	--	-------

(ニ)

治療用ダニアルゲンエクス皮下注	「トリナ」	2 mL 1 瓶		4,320
治療用ダニアルゲンエクス皮下注	「トリナ」	2 mL 1 瓶		4,320

(ヒ)

ピシジム点滴静注液	5 mg	5 mL 1 瓶		129,908
-----------	------	----------	--	---------

(ヘ)

メチルソナルー静注	50mg	10mL 1 管		120,382
メナクトラ筋注	0.5mL	1 瓶		19,827

---

品 名	規 格	単 位	薬 価 円
(入) ヘビオダール2.5%		2.5% 1 g	120.90
(3) ロゼッククスダール0.75%		0.75% 1 g	101.40

---

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成27年厚生労働省告示第32号をもって改正され、平成27年2月24日より適用することとされたところですが、その概要等は下記のとおりです。

つきましては、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬9品目、注射薬15品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 929	3, 951	2, 540	26	16, 446

#### 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) タケキャブ錠10mg及び同20mg

本剤の使用期間は、胃潰瘍においては通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては通常6週間まで、逆流性食道炎においては通常4週間まで（効果不十分の場合は8週間まで）と限定（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を目的として用いる場合を除く。）されていることから、使用にあたっては十分留意すること。

(2) パリエット錠 5mg

- ① 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「パリエット錠10mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第十第二号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。
- ② 本製剤の低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る用法・用量においては、1 日 1 回 5mg を中心用量とすること。ただし、初回処方より 1 日 1 回10mg を投与することを排除するものではないこと。

(3) ゼルボラフ錠240mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*BRAF* 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*BRAF* 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

(5) イロクテイト静注用250、同500、同750、同1000、同1500、同2000及び同3000

- ① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

3 関連通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年 3 月 5 日付け保医発0305第 3 号）別添 1 第 2 章第 6 部通則 2（1）中シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 髄膜炎菌ワクチン

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>〈通則〉</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦ 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ <u>髄膜炎菌ワクチン</u></p> <p>カ 沈降破傷風トキソイド</p> <p>キ ㊦ ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ク 乾燥ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ケ ㊦ 乾燥ジフテリアウマ抗毒素</p> <p>コ ㊦ 乾燥破傷風ウマ抗毒素</p> <p>サ ㊦ 乾燥はぶウマ抗毒素</p> <p>シ ㊦ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素</p> <p>ス ㊦ 乾燥まむしウマ抗毒素</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>〈通則〉</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦ 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ 沈降破傷風トキソイド</p> <p>カ ㊦ ガスエソウマ抗毒素</p> <p>キ 乾燥ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ク ㊦ 乾燥ジフテリアウマ抗毒素</p> <p>ケ ㊦ 乾燥破傷風ウマ抗毒素</p> <p>コ ㊦ 乾燥はぶウマ抗毒素</p> <p>サ ㊦ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素</p> <p>シ ㊦ 乾燥まむしウマ抗毒素</p>

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬 オーファディンカプセル2mg	ニチシノン	2mg 1 カプセル	3,960.60
2	内用薬 オーファディンカプセル5mg	ニチシノン	5mg 1 カプセル	8,649.00
3	内用薬 オーファディンカプセル10mg	ニチシノン	10mg 1 カプセル	15,768.20
4	内用薬 ジャディアンス錠10mg	エンパグリフロジン	10mg 1 錠	205.50
5	内用薬 ジャディアンス錠25mg	エンパグリフロジン	25mg 1 錠	351.20
6	内用薬 ゼルボラフ錠240mg	ベムラフェニブ	240mg 1 錠	4,935.50
7	内用薬 タケキャブ錠10mg	ボノプラザンフマル酸塩	10mg 1 錠	160.10
8	内用薬 タケキャブ錠20mg	ボノプラザンフマル酸塩	20mg 1 錠	240.20
9	内用薬 パリエット錠5mg	ラベプラゾールナトリウム	5mg 1 錠	70.50
10	注射薬 イロクテイト静注用250	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	250国際単位1瓶 (溶解液付)	26,766
11	注射薬 イロクテイト静注用500	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	500国際単位1瓶 (溶解液付)	49,637
12	注射薬 イロクテイト静注用750	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	750国際単位1瓶 (溶解液付)	71,236
13	注射薬 イロクテイト静注用1000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	1,000国際単位1瓶 (溶解液付)	92,050
14	注射薬 イロクテイト静注用1500	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	1,500国際単位1瓶 (溶解液付)	132,105
15	注射薬 イロクテイト静注用2000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	2,000国際単位1瓶 (溶解液付)	170,702
16	注射薬 イロクテイト静注用3000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	3,000国際単位1瓶 (溶解液付)	244,983

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17	注射薬 コセンテイクス皮下注用150mg	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	150mg 1 瓶	73,123
18	注射薬 コセンテイクス皮下注150mgシリンジ	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	150mg1mL 1 筒	73,132
19	注射薬 スクラッチダニアレルゲンエキス「トリイ」 100,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する液剤)	1 mL 1 瓶	7,966
20	注射薬 治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 10,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する水性注射剤)	2 mL 1 瓶	4,320
21	注射薬 治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 100,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する水性注射剤)	2 mL 1 瓶	4,320
22	注射薬 ビミジム点滴静注液5mg	エロスルファーゼ アルファ(遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶	129,908
23	注射薬 メチレンブルー静注50mg「第一三共」	メチルチオニウム塩化物水和物	50mg10mL 1 管	120,382
24	注射薬 メナクトラ筋注	4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	0.5mL 1 瓶	19,827
25	外用薬 ベピオゲル2.5%	過酸化ベンゾイル	2.5% 1 g	120.90
26	外用薬 ロゼックスゲル0.75%	メトロニダゾール	0.75% 1 g	101.40

新医薬品等一覧表(平成27年2月24日収載予定)

中医協 総-2  
27. 2. 18

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	タケキャブ錠10mg タケキャブ錠20mg	10mg1錠 20mg1錠	武田薬品工業	ポノプラザンフマル酸塩	新有効成分含有医薬品	160.10円 240.20円	類似薬効比較方式(Ⅱ)		内232 消化性潰瘍用剤(逆流性食道炎等用薬)	2
2	パリエット錠5mg	5mg1錠	エーザイ	ラベプラゾールナトリウム	新効能・新用量医薬品	70.50円	規格間調整		内232 消化性潰瘍用剤(低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制用薬)	4
3	ジャディアンス錠10mg ジャディアンス錠25mg	10mg1錠 25mg1錠	日本ベーリンガーインゲルハイム	エンパグリフロジン	新有効成分含有医薬品	205.50円 351.20円	類似薬効比較方式(Ⅰ)		内396 糖尿病用剤(2型糖尿病用薬)	6
4	オーファディンカプセル2mg オーファディンカプセル5mg オーファディンカプセル10mg	2mg1カプセル 5mg1カプセル 10mg1カプセル	アステラス製薬	ニチシノン	新有効成分含有医薬品	3,960.60円 8,649.00円 15,768.20円	原価計算方式	外国平均価格調整(引き下げ)	内399 他に分類されない代謝性医薬品(高チロシン血症Ⅰ型用薬)	8
5	ゼルボラフ錠240mg	240mg1錠	中外製薬	ベムラフェニブ	新有効成分含有医薬品	4,935.50円	原価計算方式	営業利益率(+20%)	内429 その他の腫瘍用薬(BRAF遺伝子変異を有する根治切除不能な悪性黒色腫瘍用薬)	14
6	メチレンブルー静注50mg「第一三共」	50mg10mL1管	第一三共	メチルチオニウム塩化物水和物	新有効成分含有医薬品	120,382円	原価計算方式	外国平均価格調整(引き下げ)	注392 解毒剤(中毒性メトヘモグロビン血症用薬)	16
7	ビミジム点滴静注液5mg	5mg5mL1瓶	BioMarin Pharmaceutical Japan	エロスルファーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	129,908円	原価計算方式		注395 酵素製剤(ムコ多糖症ⅣA型用薬)	20
8	コセンティクス皮下注用150mg コセンティクス皮下注150mgシリンジ	150mg1瓶 150mg1mL1筒	ノバルティスファーマ	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	73,123円 73,132円	類似薬効比較方式(Ⅰ)		注399 他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な尋常性乾癬及び関節症性乾癬用薬)	24
9	治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 10,000JAU/mL 治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 100,000JAU/mL	2mL1瓶 2mL1瓶	鳥居薬品	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含む水性注射剤)	新有効成分含有医薬品	4,320円 4,320円	類似薬効比較方式(Ⅰ)		注449 その他のアレルギー用薬(ダニ抗原によるアレルギー性鼻炎及び気管支喘息に対する減感作療法用薬)	26
10	メナクトラ筋注	0.5mL1瓶	サノフィ	4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	新有効成分含有医薬品	19,827円	原価計算方式	外国平均価格調整(引き下げ)	注631 ワクチン類(髄膜炎菌(血清型A,C,Y及びW-135)による侵襲性髄膜炎菌感染症の予防用薬)	28
11	イロクテイト静注用250 イロクテイト静注用500 イロクテイト静注用750 イロクテイト静注用1000 イロクテイト静注用1500 イロクテイト静注用2000 イロクテイト静注用3000	250国際単位1瓶(溶解液付) 500国際単位1瓶(溶解液付) 750国際単位1瓶(溶解液付) 1,000国際単位1瓶(溶解液付) 1,500国際単位1瓶(溶解液付) 2,000国際単位1瓶(溶解液付) 3,000国際単位1瓶(溶解液付)	パイオジェン・アイデック・ジャパン	エフラロクトコグ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	26,766円 49,637円 71,236円 92,050円 132,105円 170,702円 244,983円	類似薬効比較方式(Ⅱ)		注634 血液製剤類(血液凝固第Ⅷ因子欠乏患者における出血傾向の抑制用薬)	32
12	ペピオゲル2.5%	2.5%1g	マルホ	過酸化ベンゾイル	新有効成分含有医薬品	120.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)		外269 その他の外用用薬(尋常性ざ瘡用薬)	34
13	ロゼックスゲル0.75%	0.75%1g	ガルデルマ	メトロニダゾール	新投与経路医薬品	101.40円	原価計算方式		外269 その他の外用用薬(がん性皮膚潰瘍部位の殺菌・臭気の軽減用薬)	36
14	スクラッチダニアレルゲンエキス「トリイ」100,000JAU/mL	1mL1瓶	鳥居薬品	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含む液剤)	新有効成分含有医薬品	7,966円	類似薬効比較方式(Ⅰ)		注729 その他の診断用薬(体外診断用医薬品を除く。)(アレルギー性疾患のアレルゲンの確認用薬)	38

	品目数	成分数
内用薬	9	5
注射薬	15	7
外用薬	2	2
計	26	14